

# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第7回）

日時：令和2年2月12日（水）

8時20分～8時30分

場所：官邸4階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

# 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

資料1

※令和2年2月11日 9時時点

	中国	香港	マカオ	日本※1	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム
患者数	42638	42	10	28	27	18	45	1	32	14
死亡者数	1016	1	0	0	0	0	0	0	0	0

	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド
患者数	18	15	12	7	11	14	1	1	8	1
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	その他※2	合計
患者数	3	3	3	8	2	1	2	1	135	43101
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1018

※1 うち3例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客のうち、135例が陽性と確認された件

- 我が国では、1月15日以降、現在までに28例が確認された。日本での湖北省滞在歴のない感染者4例（A-6（国内6例目）、A-8（国内8例目）、A-12（国内13例目）、A-16（国内21例目））については、武漢市への滞在歴は確認されていない。A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。チャーター便帰国者のうち3例が無症状病原体保有者である。

WHO Novel Coronavirus  
Situation Report-20

Table 2. Countries, territories or areas with reported confirmed 2019-nCoV cases and deaths. Data as of 9 February 2020

WHO Region	Country/Territory/Area	Confirmed* cases (new) cases	Total (new) cases with travel history to China	Total (new) cases with possible or confirmed transmission outside of China †	Total (new) cases with site of transmission under investigation	Total (new) deaths
Western Pacific Region	China†	87 251 (2657)	21 (0)	19 (7)	0 (0)	812 (89)
	Singapore	40 (7)	13 (2)	12 (1)	2 (0)	0 (0)
	Republic of Korea	27 (3)	13 (2)	12 (1)	2 (0)	0 (0)
	<b>Japan</b>	<b>26 (1)</b>	<b>22 (1)</b>	<b>4 (0)</b>	<b>0 (0)</b>	<b>0 (0)</b>
	Malaysia	17 (2)	9 (0)	4 (0)	4 (2)	0 (0)
	Australia	15 (0)	15 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Viet Nam	14 (1)	8 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)
	Philippines	3 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	Cambodia	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Thailand	32 (0)	22 (0)	6 (0)	4 (0)	0 (0)
	India	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Nepal	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Sri Lanka	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
Region of the Americas	United States of America	12 (0)	10 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	Canada	7 (0)	6 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	Germany	14 (0)	2 (0)	12** (0)	0 (0)	0 (0)
	France	11 (5)	5 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)
	Italy	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	The United Kingdom	3 (0)	1 (0)	2*** (0)	0 (0)	0 (0)
	Russian Federation	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Belgium	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Finland	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	Spain	1 (0)	0 (0)	1 <sup>5</sup> (0)	0 (0)	0 (0)
Eastern Mediterranean Region	Sweden	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	United Arab Emirates	7 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
Other	International conveyance (Japan)	64** (0)	0 (0)	0 (0)	64 (0)	0 (0)

\*Case classifications are based on [WHO case definitions for 2019-nCoV](#).

†Location of transmission is classified based on WHO analysis of available official data, and may be subject to reclassification as additional data become available.

<sup>1</sup>Confirmed cases in China include cases confirmed in Hong Kong SAR (26 confirmed cases, 1 death), Macao SAR (10 confirmed cases) and Taipei and environs (17 confirmed cases).

<sup>2</sup>The exposure occurred in Germany.

<sup>3</sup>Cases identified on a cruise ship currently in Japanese territorial waters.

<sup>4</sup>The exposure for one of the two cases occurred outside of the United Kingdom.

<sup>5</sup>Modified based on updated information.

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月11日18時現在

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
A-1 (国内1例目、神奈川)	30代	男性	あり	1月15日	38名特定(健康観察終了)
A-2 (国内2例目、東京)	40代	男性	あり	1月24日	32名特定(健康観察終了)
A-3 (国内3例目、東京)	30代	女性	あり	1月25日	7名特定(健康観察終了)
A-4 (国内4例目、愛知)	40代	男性	あり	1月26日	2名特定(健康観察終了)
A-5 (国内5例目、愛知)	40代	男性	あり	1月28日	3名特定(健康観察終了)
A-6 (国内6例目、奈良)	60代	男性	なし	1月28日	22名特定 ※うち20名(健康観察終了) ※うち2名は8例目、13例目
A-7 (国内7例目、北海道)	40代	女性	あり	1月28日	2名特定(健康観察中)
A-8 (国内8例目、大阪)	40代	女性	なし	1月29日	2名特定(健康観察終了)
A-9 (国内10例目、三重)	50代	男性	あり	1月30日	3名特定(健康観察中) うち2名は咳症状があり検査したが結果(-)
A-10 (国内11例目、東京)	30代	女性	あり	1月30日	4名特定(健康観察終了)
A-11 (国内12例目、京都)	20代	女性	あり	1月30日	なし
A-12 (国内13例目、千葉)	20代	女性	なし	1月31日	1名特定(健康観察中)
A-13 (国内17例目、千葉)	30代	女性	あり	2月4日	4名特定(健康観察中) ※うち1名は20例目
A-14 (国内19例目、東京)	50代	男性	あり	2月4日	調査中
A-15 (国内20例目、千葉)	40代	男性	あり	2月5日	2名特定(健康観察中)
A-16 (国内21例目、京都)	20代	男性	なし	2月4日	1名特定(健康観察中)

現在入院中の者：  
16人中6人

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年2月11日18時現在

## <チャーター便帰国者(有症状者)>

	年代	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
B-1 (国内9例目)	50代	男性	あり	1月30日	なし
B-2 (国内14例目)	40代	男性	あり	2月1日	なし
B-3 (国内15例目)	40代	男性	あり	2月1日	2名特定(健康観察中)
B-4 (国内16例目)	40代	男性	あり	2月1日	11名特定(健康観察中)
B-5 (国内18例目)	50代	女性	あり	2月4日	なし
B-6 (国内22例目)	50代	男性	あり	2月5日	なし
B-7 (国内23例目)	20代	男性	あり	2月8日	2名特定(健康観察中)
B-8 (国内24例目)	40代	男性	あり	2月10日	2名特定(健康観察中)
B-9 (国内25例目)	50代	男性	あり	2月10日	調査中

現在入院中の者：  
9人中9人

# 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※症状はないが、検査が陽性となった者

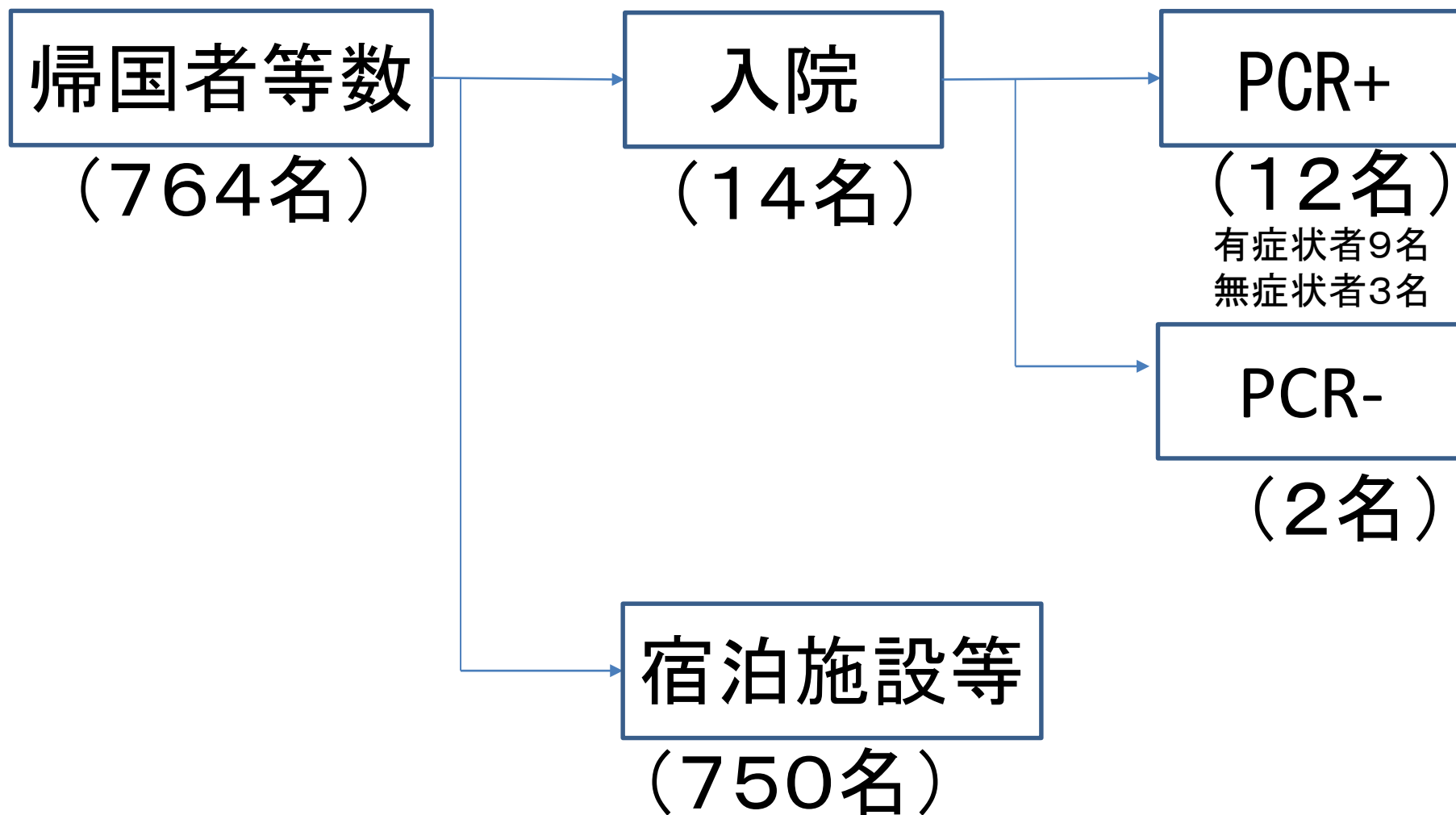
※令和2年2月11日18時現在

	年齢	性別	湖北省滞在歴	確定日	濃厚接触者
1例目	40代	男性	あり	1月30日	調査中
2例目	50代	女性	あり	1月30日	9名特定(健康観察中)
3例目	30代	男性	あり	1月31日	なし
4例目	50代	男性	あり	1月31日	なし
5例目	30代	男性	あり	2月1日	なし

※1例目は、2月1日に発熱等の症状が認められたため、B-4(国内16例目)として記載。  
※4例目は、1月31日に発熱等の症状が認められたため、B-6(国内22例目)として記載。

現在入院中の者：  
3人中3人

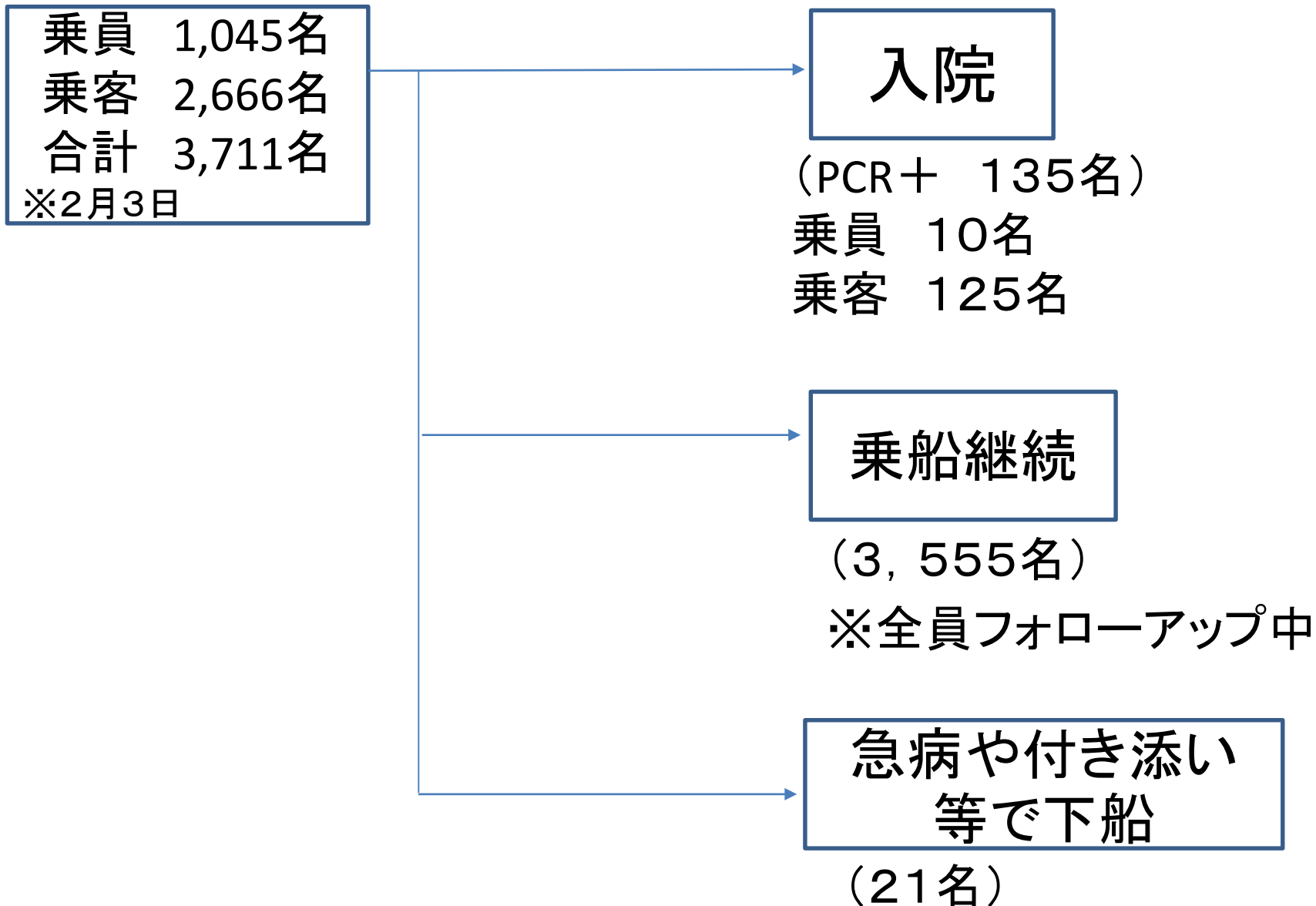
# 帰国者等の現在の滞在場所(2月11日18:00現在)



※全員フォローアップ中

# クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員の現在の状況

2月11日(日)20:00時点





中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

（ 令和2年2月12日  
国家安全保障会議決定  
閣議了解 ）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に  
関する政府の取組について（令和2年2月6日閣議了解）5に基づき、  
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1及び2に基づく取扱いについては、2月13日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

## 【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

## ○ 入国管理の更なる強化

出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象を拡大し、水際対策を強化して感染拡大を防止する。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前 14 日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等<sup>1</sup>に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>2</sup>。
2. また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和 2 年 1 月 31 日）。

<sup>2</sup> 令和 2 年 2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

<sup>3</sup> 令和 2 年 2 月 13 日午前 0 時（日本時間）から実施。